

【労働基準監督署Web講習会シリーズ】 足場からの墜落防止措置が強化されます ～ 一側足場の使用範囲の明確化等について～

令和5年9月

厚生労働省 岡山労働局

津山・笠岡・和気・新見労働基準監督署

- 1 はじめに
- 2 一側足場の使用範囲の明確化について
- 3 足場点検の確実な実施に向けて

建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化 に関する実務者会合報告書概要

労働災害発生状況

- ・ 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている（令和3年は288人）。
- ・ 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- ・ 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

災害の特徴と課題

- ・ 屋根等の端・開口部からの墜落・転落災害では、特に小規模工事において、対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分。
- ・ 足場での通常作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例が散見されている。
- ・ 一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がない。
- ・ 足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等がない場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められた。

講ずべき対策

*は法令改正事項

1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策

- マニュアルの作成・普及
 - ・ 最新の木造家屋建築工事における墜落等防止対策
 - ・ はしご・脚立（内装工事を含む）からの墜落防止対策
 - ・ 2m未満の低所からの墜落転落防止対策

2. 足場での通常作業中の墜落・転落防止対策

- 足場点検の確実な実施
 - * あらかじめ点検実施者を指名（作業開始前及び組立て等後点検）
 - * 点検実施者の氏名の記録及び保存（組立て等後点検）
 - ・ 組立て等後点検実施者は足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨、点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査・検討

○ 一側足場の使用範囲の明確化

- * 本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則

3. 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策

- 作業手順の遵守徹底
 - ・ 足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底
- 手すり先行工法等の普及促進
 - ・ 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実（足場部材の最新の安全基準の反映等）、周知・指導とフォロー

4. 足場の壁つなぎの間隔

- ・ くさび緊結式足場での壁つなぎ間隔等について、足場に関する科学的知見の収集とデータに基づいた対応

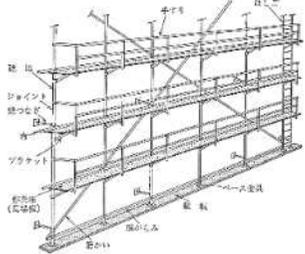
将来の課題

- ・ デジタル技術等新技術の活用・反映、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方の情報収集等

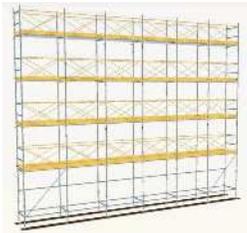
改正労働安全衛生規則について

1 一側足場の使用範囲を明確化

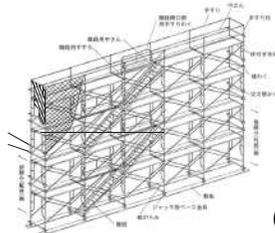
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（ ）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



() 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

一側足場の使用範囲の明確化について

一側足場の使用範囲の明確化について【安衛則第 561 条の 2（新設）】

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1メートル以上の箇所 において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。

なお、幅が 1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により、本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

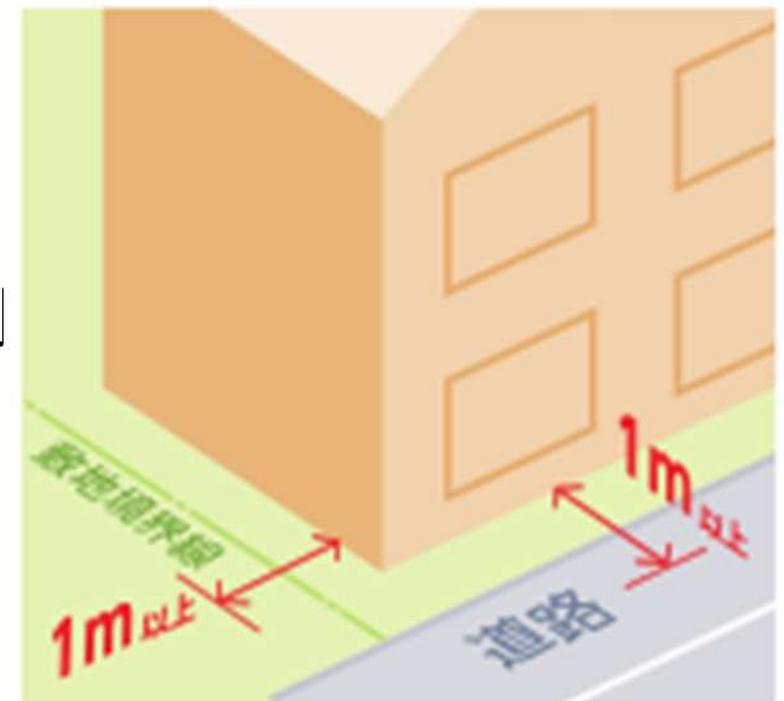
幅が 1メートル以上の箇所とは...

足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと

「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

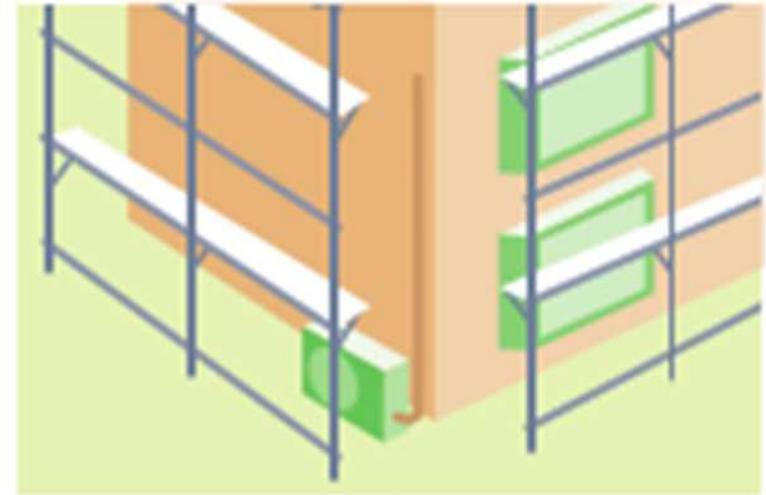
足場設置のため確保した幅が 1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1メートル以上の箇所」を確保してください。

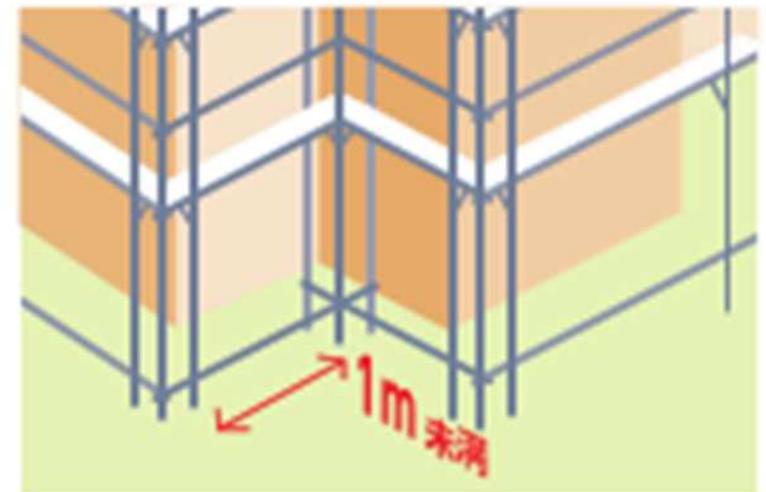


「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき

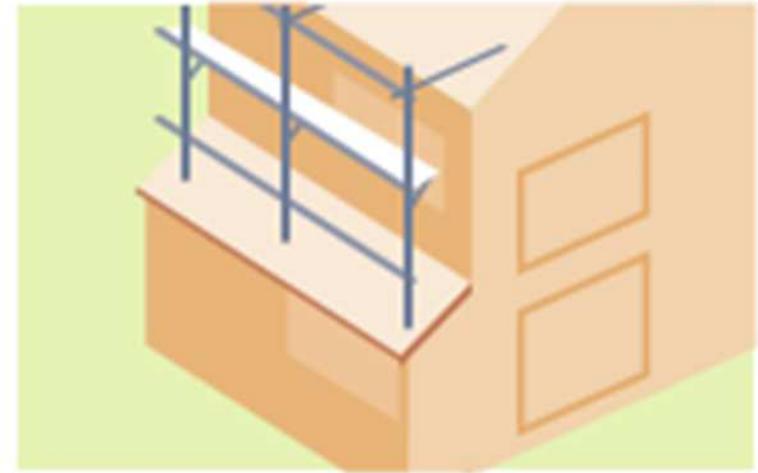


イ 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき

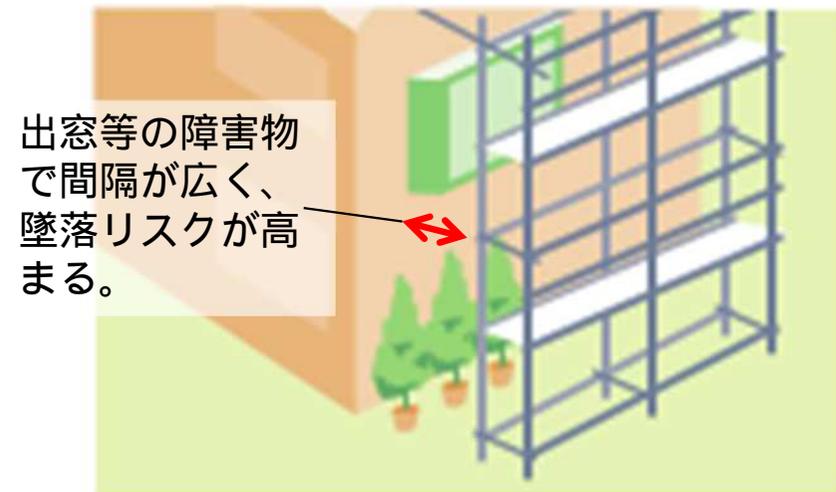


「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

ウ 屋根等に足場を設けると
き等、足場を設ける床面に
著しい傾斜、凹凸等があり、
建地を 2 本設置することが
困難なとき



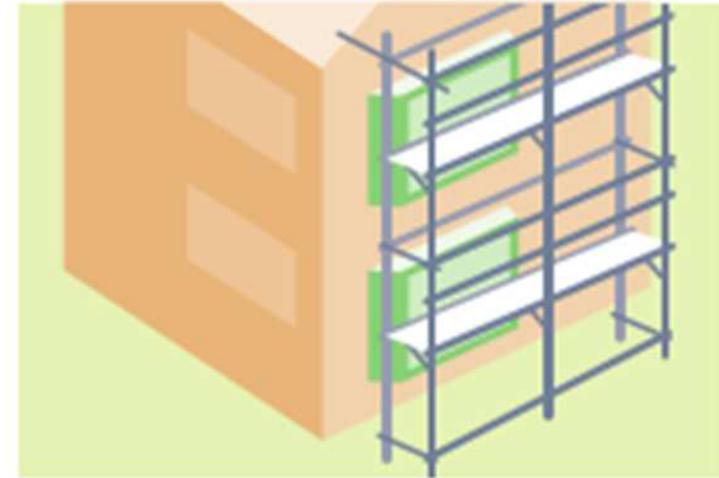
エ 本足場を使用すること
により建築物等と足場の作業
床との間隔 が広くなり、
墜落・転落災害のリスクが
高まるとき



足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましい。

その他の留意点

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



図はイメージです。分かりやすくする為に足場は簡略化して図示しています。

【注意】フルハーネス型墜落制止用器具取扱特別教育は修了していますか？

作業床を設けることができない一側足場（抱き足場）での作業など、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業〔ロープ高所作業を除く〕などの業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています。

【労働安全衛生法第59条第3項 労働安全衛生規則第36条第41号 / 安全衛生特別教育規程第24条】

足場点検の確実な実施に向けて

足場の点検時の点検者の指名の義務付け

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存について

おさらい【足場の点検について】

(ア) 事業者が行う足場の点検等（安衛則第 5 6 7 条、第 5 6 8 条関係）

- 1 つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされています。
- 2 つり足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは直ちに補修することとされています。
- 3 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に足場における作業を行うときは、作業開始前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは直ちに補修することとされています。
- 4 上記3の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされています。

(イ) 注文者が行う足場についての措置（安衛則第 6 5 5 条関係）

- (ア) 3及び4と同様の措置を講ずることとされています。

おさらい【改正以前】足場（つり足場を除く）の点検項目など

	その日の作業を開始する前の点検	「強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震」「足場の組立て、一部解体若しくは変更」の後において、足場における作業を開始する前の点検
点検項目	(安衛則第567条第1項) 作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無	(安衛則第567条第2項) 1.床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 2.建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 3.緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 4.足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無 5.幅木等の取付状態及び取り外しの有無 6.脚部の沈下及び滑動の状態 7.筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無 8.建地、布及び腕木の損傷の有無 9.突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止め
点検実施者	(「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(通達)に掲げる「より安全な措置」等) 職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること	(「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(通達)に掲げる「より安全な措置」等) 以下の者等十分な知識・経験を有する者を指名すること ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者 ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者 ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
点検結果の記録・保存	特になし	(安衛則第567条第3項) 点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存 ・当該点検の結果 ・点検結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
その他		安衛則655条により注文者にも同様の点検の実施、記録・保存が義務づけられている。

赤枠の箇所が今回見直しされる箇所

足場点検の確実な実施に向けて

【現状】

足場からの墜落・転落災害が発生した現場では、**足場の点検が行われていない事例が散見される状態**

【実務者会合報告書】

足場の点検の抜けや漏れを防ぐようにするためには、**点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施することが必要であることから、足場点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすべき**

【足場点検の確実な実施に向けて】（2023年10月1日施行）

- ・ 足場の点検時には、**点検者をあらかじめ指名し、その者に点検を行わせることを義務付け（安衛則第 567条、第568条及び第655条）**
- ・ 「足場の組立て等の後」並びに「悪天候若しくは中震以上の地震の後」の足場の点検を行ったときは、**点検者氏名の記録・保存を義務付け（安衛則第 567条及び第655条）**

点検実施にあたっての留意事項

指名の方法について

点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。

点検者について

安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（ ）が望ましいこと。

- () 組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱別添参照）
- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

足場の点検に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）を活用することが望ましいこと。

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」を活用することが望ましいこと。

「足場等の種類別点検チェックリスト」の例は、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の別添資料として示されていますので、これを参考に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行いましょ。

令和5年3月14日基安発0314 第2号

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」



足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用 (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名() 工期() ~ () (注2)

点検者氏名() (注3)

点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立て、一部解体後、変更後) (その他) (注4)

足場等の用途、種類、設置() (注5)

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	点検者の氏名(注9)	確認(注10)
1 床材の設置、取付け及び撤去の状態				
2 障子、布、脚木等の架設部、接続部及び取付部の緩み状態				
3 架設材及び架設金具の設置及び腐食の状態				
4 足場用壁面防止設備の取付け及び取除の有無(注11)				
5 欄干等(物体の落下防止機能)の取付け及び取除の有無				
6 脚部の沈下及び浮動の状態				
7 釘の抜け、緩み、変形等補強材の取付け状態及び取除の有無				
8 障子、布及び脚木の設置の有無				
9 突っ張りようとり索との取付部の状態及び突っ張り索の停止の状況				

足場の種類別点検チェックリスト